



Title	税効果会計の適用:普通株主の視点からの検討
Author(s)	久保, 淳司
Citation	経済學研究, 48(2), 49-61
Issue Date	1998-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32113
Type	departmental bulletin paper
File Information	48(2)_P49-61.pdf



税効果会計の適用

——普通株主の視点からの検討——

久 保 淳 司*

1 はじめに

最近のわが国で「ビッグ・バン」という言葉を見聞きしない日はない。様々な方面での大改革の必要性が叫ばれるなか、企業会計制度もその例外ではない。すなわち、わが国の企業会計制度を「国際的標準」に合致させるべく、大幅な会計基準の改訂作業が進められているのである。個別財務諸表主体から連結財務諸表主体への報告様式の変化¹⁾、キャッシュ・フロー表の主要財務諸表化²⁾、年金会計の導入³⁾といった国際的標準を取り入れるような作業が目白押しである。

ビッグ・バンが広く注目されている理由として、わが国の経済が徐々に国際化していることがあげられよう。とくに企業の資金調達面の国際化は顕著である。1980年代後半のエクイティ・ファイナンスの隆盛、ストック・オプション報酬制度の解禁や純粋持株会社の解禁などに伴う「資本構成の多様化」、為替の上下動のリスクを回避するための「海外での資金調達」、そしてジャパン・プレミアムによる銀行借入金利の高騰や銀行の貸し渋りに対応しての普通社債発行など「直接金融の増加」といった企業の資金調達の国際的標準化である。そし

て、これらの資金調達の多様化、国際化にともなって、金融取引の失敗により巨額の損失を蒙った企業も増加してきている⁴⁾。

企業の資金調達の国際化は、企業の資金調達における普通株主の地位の向上に結びついている。つまり、中心となる資金提供者が、銀行から普通株主へと移行するのである。また、巨額の損失は、普通株主の「残余持分請求権者」(residual equity's holder)としての性質を改めて確認させるものである。このように、企業の資金調達方法の変化によって、そして金融取引の複雑さによって、これまで以上に普通株主の視点での財務報告のあり方を考える必要性が増している。ここに、普通株主を意識した企業会計が盛んな米国の会計制度を参考にするこの意味合いがある。

広く言われるように会計基準は、絶対的な中立にはなりえない⁵⁾。相対的な中立を目標にするためには、どこかに視点を据えなければならない。この視点をどこに置くかは、色々と考えられるが、本稿では、普通株主の視点から、財務報告のあり方を述べることにする。

まず、普通株主の視点が、どこを向いているのかを明確にする。本稿では、普通株主の視点から、「長期的な1株当たり利益の趨勢」に向けて

* 日本学術振興会 特別研究員

1) 企業会計審議会「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」。

2) 企業会計審議会「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準の設定に関する意見書」。

3) 企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書(公開草案)」。

4) 最近のわが国の企業における金融取引における巨額損失の発生として次の例がある。

93年2月 昭和シェル石油	1,653億円
94年4月 鹿島石油	1,525億円
95年9月 大和銀行	1,100億円
96年6月 住友商事	2,850億円
98年3月 ヤクルト本社	1,057億円

5) たとえば、広瀬[1995]、225-227頁。

いるものとして議論を進めていく。そして、長期的な1株当たり利益の趨勢を適切に報告するために必要になる考え方を、過年度の報告事項の修正に関連させて述べていく。ここで、「拡張した後発事象」という概念を紹介する。この拡張した後発事象について、現在の企業会計制度と関連させて検討を行うために、そして、1株当たり利益の長期的な趨勢の適切化のためという2つの目的を持って、税効果会計、とくに「資産・負債法」について検討する。資産・負債法の考え方を基に、普通株主に対する財務報告を適切に行うために必要なことを、「拡張した後発事象」と関連づけて、検討していくことが本稿の目的である。

2 普通株主の視点

普通株主を他の利害関係者と比較した場合の大きな特徴は、「残余持分請求権者」であるという点にある。普通株主の持分が、たとえば「負債を控除した後に残る実体の資産に対する残余請求権である」⁶⁾と定義されるように、他の利害関係者の持分が確定した後の差額として持分が把握されるということである。ここから、普通株主に対する財務報告として、貸借対照表においては普通株主持分が、損益計算書においては税引後の利益が重要とされるのである。この点について、詳しく検討しよう。

まず、現代の普通株主の関心は、「投資家」として、株式投資からのリターンそのものにある。すなわち、配当収入と売却収入自体に関心を持っており、その他のことはこれらの収入を確保するための付随的な関心にすぎない。たとえば、普通株主の主要な権利と言われることもある「議決権」についても、配当収入や売却収入の最大化のためのものであって、決して、それ自体に価値があるわけではないと考えられる⁷⁾。

投資家としての普通株主にとって、株式の価

格は、将来の配当収入と売却収入の割引現在価値の総和を表わしていると考えられることになる⁸⁾。したがって、将来の配当収入と売却収入、言い換えれば、株式投資に係る将来のキャッシュ・インフローに、普通株主の関心があるということになる。

普通株主が、株式投資からのリターンに関心があるとした場合、将来のキャッシュ・インフローに関連した情報が、普通株主にとって価値のある情報ということになる。普通株主が、将来について予測をする上での、その基礎となる情報こそが価値ある情報ということになるのである。予測の基礎となる情報の質的特性を考える必要がある。

次のFASBの概念ステートメントの文言から、予測の基礎として備えるべき質的特性を導くことができる。

「財務報告は、ある会計期間における企業の経営成績についての情報を提供しなければならない。投資家や債権者は、しばしば、企業の将来性を評価するのに役立つ過去についての情報を用いる。投資や与信の意思決定は、投資家や債権者の将来の企業成績の予測の反映として行われるものであり、通常、このような予測は、部分的にせよ過去の企業の経営成績の評価に基づくものである。」⁹⁾

「会計情報が予測価値を持つということは、会計情報自体が予測であるということではない。…。財務情報の利用者は、各々の目的を達成するために最大の予測価値を持つ情報源と分析的方法を選好するものと考えることができる。ここでの予測価値とは、予測の過程へ入力するものとしての価値を意味していて、予測と

7) たとえば、最高裁判所大法廷判決(昭和45年7月15日)でも、「公益権も帰するところ、自益権の価値の実現を保障するために認められたものにほかならない」と述べられた(『最高裁判所民事判例集』第24巻第7号, 804頁)。

8) この点については、たとえば、山形[1997], 6-8頁を参照されたい。

9) SFAC No.1, para.42; 訳書, 32頁参照。

6) SFAC No.6, para.49; 訳書, 308頁。

しての直接的な価値を意味するのではない。』¹⁰⁾

すなわち、財務報告における予測の基礎となる情報というのは、各投資家が、各自の意思決定モデルにインプットする過去から現在にかけての事実である。そして、注意すべきは、財務報告を行う者による予測そのものではないということである¹¹⁾。

そして、将来のキャッシュ・インフローの予測の基礎になる過去から現在にかけての事実についても FASB の概念ステートメントが、次のように述べている。

「企業の正味キャッシュ・フローの見込額の事前評価に関心を持っている投資家、債権者その他の情報利用者は、企業の業績に関する情報に特に関心を持っている。企業の将来のキャッシュ・フローおよび良好なキャッシュ・フローを生み出す企業の能力についての投資家、債権者その他の情報利用者の関心は、企業のキャッシュ・フローに関する直接的な情報よりも、むしろ稼得利益に関する情報についての関心と主として結びつくことになる。』^{12) 13)}

このように普通株主のための財務報告の中心になるのは、具体的には、将来のキャッシュ・

インフローの予測の基礎としての稼得利益情報ということになる。さらに、ASOBAT では次のように述べられている。

「企業の過去の利益は、将来の利益を予測するのに適合した最も重要であり、かつ唯一の情報であると考えられる。したがって、過去の利益は利用者が、将来の利益を最小の不確実性下で予測する際に、実行可能なものとして役立ち得る方法で、測定、開示されなければならない。』¹⁴⁾

以上の見地から、普通株主に対する財務報告において、「適切な1株当たり利益の長期的趨勢」を重視すべきであると考えられる¹⁵⁾。この適切な1株当たり利益の長期的趨勢を報告するための前提として、拙稿[1997]では、以下のような考えを示した。

まず、伝統的会計に大きな影響を与えたとされる『序説』¹⁶⁾の考え方を引用する。

「…かなりの部分を将来の事象のなりゆきに依存しているような資料を、今すぐにも信頼性があるかのとき、もっともらしい色彩を付けることになりがちである。財務諸表は、最も有利な状況のもとにあってさえも、暫定的な性質のものにすぎないことが認識されなければならない。』¹⁷⁾

「もっとも好ましい証拠は、完全に客観的で、利害関係者の不確定な個人的意見に少しも汚されていないものである。しかし、すべての場合に、このようなテス

10) SFAC No.2, para.53; 訳書, 88頁参照。

11) 経営者による利益予測情報などが無用である、と述べているわけではないことに注意されたい。普通株主に対する財務報告の中心となるべき事項が、過去から現在にかけての事実であって、これらを補完するために他の情報が提供されることを否定しているのではない。

なお、利益予測情報の有用性については、たとえば、後藤[1997]を参照されたい。

12) SFAC No.1, para.43; 訳書, 32頁参照。

13) 発生主義に基づく「稼得利益」と、現金主義に基づく「正味現金増」のいずれが、株価と直接的な関係を持っているかは実証分野の大きな関心事である。旧くは、稼得利益情報の方が、より直接の関係を持っているとされていたが、近年の研究からは、相互補間的な関係であるという結論が導かれる可能性が高い。これらのことについては、たとえば、桜井[1991], 第12章を参照されたい。

なお、本稿では、発生主義に基づく稼得利益が、株価と因果関係を持っているというSFACの立場を採っている。

14) AAA[1966], pp.23-24; 訳書, 36頁参照。

15) 1株当たり利益についての詳細は、拙稿[1997]を参照されたい。

16) Paton, W. A. and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association, 1940.

17) Paton and Littleton[1940], p.10; 訳書, 16頁参照。

トの可否に固執して非弾力的となることは、先に長い生命を持つ継続企業にとって破壊的となる短期的な観点の適用を強いるであろう。…。会計と事業とは長期的に対応することによってのみ科学的な視点に従うことができるのである。」¹⁸⁾

このような考え方に基づいて、財務報告では長期的な視点で正否を考えていくべきあると考える。当期の財務報告を、最善の見積りや推定で行うことは当然である。さらに、過去の財務報告についても、現在までの事実に基づいて、過去の見積りや推定に不適当な部分があったと考えられるときには、過去に遡って修正すべきである。いわば、各期毎の財務報告を独立した「点」として考えるのではなく、複数の会計期間の財務報告を一貫した「線」と考えるべきであるということである。

現代の企業会計では、期間損益計算を適切に行うことが必要であることは言うまでもない。しかし、ここで期間損益とは、長い期間の内の一部を暫定的に把握しようという試みに過ぎないということを忘れてはならない。暫定的な性格ゆえに、過去の期間損益計算は、後に修正されるのである。

このような考えは、さらに当期の財務報告も、将来、修正される可能性を持ったものであるということにつながる。一見、各期の財務報告の信頼性を低下させることになるが、普通株主にとっての関心に応えるためには、むしろ、より信頼できる財務報告であろう。なぜならば、前述のように普通株主にとっての関心は、現在までの事象それ自体ではなく、将来の予測の基礎としての事実について関心を持っているからである。

このように考えたとしても、修正される事項の少ない方が望ましいのは明らかである。ここで、ある時点における見積りや推定を絶対視す

ることで、過去の財務報告の修正をしないという方法を採用のではなく、修正を少なくするために、将来、修正するであろう事項については、あらかじめ当期の事象とみなして、当期の財務報告に影響させると考えるのである。この、あらかじめ当期の事象とみなして、当期の財務報告に影響させるべき事象を、「拡張した後発事象」と呼ぶことにした¹⁹⁾。

普通株主に対する財務報告では、過去の財務報告は、その後に生じた事象によって修正されるべきである。期間損益計算を長期的な観点で適切に行うことが重要と考えるからである。このような考えから導かれるのは、ある期の貸借対照表日後に生じた事象であっても、後の期になって修正すべきであると判断されるような事象については、短期的な意味での期間損益計算を行うということに拘泥せず、あらかじめ織込んでおくべき事象が「拡張した後発事象」ということである。

普通株主に対する適切な財務報告のために「拡張した後発事象」という概念を導いた。この拡張した後発事象に該当すると考えられるものとして、拙稿[1997]では、「潜在株式の存在」を例にして検討した。本稿では、適切な1株当たり利益の長期的趨勢を報告するために、さらに進めて、税引後利益計算の検討を行う。

潜在株式の存在を、当期の1株当たり利益計算に影響させることは、過去と現在の事象を報告すべきという立場と矛盾するのではないかという批判が考えられる。将来の事象を当期の財務報告に織込むことに他ならないのではないかという批判である。このような批判に答えるべく、現在、広く承認されている会計処理の方法において、「拡張した後発事象」に該当するものを紹介しよう。これにより、当期の財務報告に、「拡張した後発事象」を含めることと、将来事象を織込むことの相違を明らかにしたい。

18) Paton and Littleton[1940], p.20 ; 訳書, 31-32頁参照。

19) 拙稿[1997], 150頁。

具体的には、税効果会計の「反転期税率を用いる資産・負債法」を挙げる。以下で、この反転期税率を用いる資産・負債法を、発生期税率を用いる繰延法と比較することで、普通株主に対する財務報告において、筆者のいう「拡張した後発事象」の有効性を検討したい。

3 税効果会計の適用 —「繰延法」と「資産・負債法」—

税効果会計とは、法人所得税等(以下「法人税」)²⁰⁾の期間配分を行う会計処理である。企業会計における収益・費用認識方法と課税所得計算における益金・損金認識方法が異なるなどの理由によって、税引前利益と法人税との関係が直接でなくなる。これを是正し、企業会計の考え方に基づいた税引後利益の算定を行うことが税効果会計の目的である。

税引前利益までは発生主義により算出されているにも関わらず、法人税は現金主義によって計上されている。そのために、税引後利益は発生主義によらないことになる。これを調整して、税引後利益まで発生主義によって算出しようというのである。もちろん、法人税額は、法律によって計算されるために、実際のキャッシュ・アウトフロー²¹⁾は確定している。この実際のキャッシュ・アウトフローを適正に期間配分すること

が、税効果会計の役割である。

会計利益と課税所得との差異には、「一定の期間が経過すれば解消する差異」と「解消されない差異」(永久差異: permanent difference)がある。このうち、税効果会計の対象とするのは一定の期間が経過すれば解消する差異である。一定の期間が経過すれば解消する差異は、損益計算書を中心とする観点からは「期間差異」(timing difference)と呼ばれ、貸借対照表を中心とする観点からは「暫定差異」(temporary difference)と呼ばれる。

暫定差異の方が、期間差異よりも広い概念とされるが、その本質は同じである²²⁾。より重要なことは、差異の名称や範囲ではなく、損益計算書を中心に見るか、貸借対照表を中心に見るかの違いにより、差異の期間配分の方法が異なることにある。すなわち、損益計算書を中心にした場合の「繰延法」(deferred method)と貸借対照表を中心にした場合の「資産・負債法」(asset and liability method)である。この2つの計算方法を比較することで、本稿で述べている「拡張した後発事象」の概念を整理しよう。2つの計算方法を具体的に比較した後で、「拡張した後発事象」の問題を検討することにする。

[設例1 税効果会計 —繰延法—]²³⁾

以下の条件により、甲社の1998年から2004年の利益を繰延法によって算定せよ。

(条件)

- 1 甲社は、1998年度期首に電子計算機を購入した。
- 2 電子計算機の取得に要した金額は、3,000,000円であった。

20) 法人所得税等とは、法人の所得に対して課される税金をいう。わが国には、法人税と法人住民税などがある。

なお、事業税は本来、法人の所得に対して課されるべき税目ではないが、徴税技術の問題から、わが国では法人の所得に対して課税を行っている。このことから、税効果会計の適用する場合には、以下により算出した「実効税率」によって計算する(弥永・足田[1997], 10-11頁参照)。

$$\text{実効税率} = \frac{\text{法人税率} + \text{住民税率} + \text{事業税率}}{1 + \text{事業税率}}$$

21) 厳密に言えば、税効果会計では、還付税金についても扱うので、キャッシュ・インフローもありうる。しかし、本稿では還付税金を考慮せず、キャッシュ・アウトフローについての期間配分問題のみ扱うことにする。

22) 早川[1994a], 15-16頁。

23) 本設例は、以下の文献を参考に作成した。

- ・早川[1994b].
- ・梶原[1995], 第1章。
- ・Jarnagin[1995], topic 6.
- ・Hawkins[1998], chapter 13.
- ・Kieso and Weygandt[1998], chapter 20.

- 3 電子計算機は、法定耐用年数 6 年(2003 年まで)、残存価額 10%である。しかし、その陳腐化度合いの著しさを考慮して、1998 年に一括償却することにした。

この方法は、課税所得計算の限度額を超える、いわゆる「有税償却」に該当する。

- 4 納税申告書では償却方法の届出をしなかったために法定償却方法である定率法が採用されることになった²⁴⁾。
- 5 この電子計算機は、2004 年の期首に除却するものとして計算する。
- 6 税率は、1998 年と 1999 年が 50%、2000 年と 2001 年が 45%であり、2002 年以降は 40%となる。これらの税率は、1998 年の税法改正において決定した税率である。
- 7 甲社の業績は好調であり、以降の会計期間においても十分な利益が獲得されるものと考えられる²⁵⁾。
- 8 甲社には、有税引当てによって生じた「繰延税金負債」が十分にある²⁶⁾。
- 9 甲社の減価償却前および法人税控除前の利益額は、5,000,000 円で一定とする。また、これら以外に会計利益と課税所得の調整について考慮すべき事項はない。

(計算)

まず、1998 年、つまり期間差異が発生する期の税効果会計の適用を説明していこう。1998 年の納税申告書は、以下のようになる。

[1998 年簡略納税申告書]

減価償却前利益	5,000,000 円
減価償却費	－ 957,000 円 ^{a)}
課税所得	4,043,000 円
× 税率	× 50.0%
納付税額	2,021,500 円

a) 減価償却費

① 償却限度額 3,000,000 円 × 0.319 = 957,000 円

② 費用計上額 3,000,000 円

③ 比較 957,000 円 ≤ 3,000,000 円

∴ 957,000 円(差額の 2,043,000 円は否認)

減価償却費に関して、課税所得計算の損金(957,000 円)と企業会計の費用(3,000,000 円)との差額は、－2,043,000 円(957,000 円－3,000,000 円)である。この－2,043,000 円が、1998 年に発生した期間差異ということになる。

ここで算出した期間差異に、税率を乗じた額が税効果額である。この税率は期間差異の発生したときの適用税率である(以下「発生期税率」)²⁷⁾。1998 年の税率(50%)を乗じた－1,021,500 円が、1998 年の税効果額ということになる。この－1,021,500 円について、次の仕訳を行う。

(借)繰延税金資産(B/S) 1,021,500

(貸)法人税(繰延額)(P/L) 1,021,500

この処理を終えた後の損益計算書と貸借対照表が、以下のように示される。

[1998 年簡略損益計算書]

減価償却前利益	5,000,000 円
減価償却費	－3,000,000 円
税引前当期利益	2,000,000 円
法人税(支出額)	－2,021,500 円
法人税(繰延額)	＋1,021,500 円

24) 法人税法施行令第 53 条。

25) SFAS No.109 では、繰延税金資産のうち、実現可能性が 50%以下のものについては、評価性引当金の設定により、圧縮すべきことにしている(para.17)。本設例では、この評価性引当金の設定への言及を避けるために、繰延税金資産の実現可能性が十分あるものとするこの条件を設けた。

26) APBO No.11 では、繰延税金資産が繰延税金負債を超過した場合の純繰延税金資産の認識を原則禁止している(たとえば、para. 42-50)。このことについては、早川[1994a]、12 頁を参照されたい。

27) APBO No.11, para.19.

税引後当期利益 1,000,000円

(貸)繰延税金資産(B/S) 325,859

[1998年簡略貸借対照表]

現金等	×××	未払法人税	2,021,500
電子計算機	0	その他負債	×××
繰延税金資産	1,021,500	資本等	×××
		当期利益	1,000,000

次に1999年を例に、課税所得計算の損金の額が、企業会計の費用の額を下回る「反転期間」における計算を説明しよう。1999年の納税申告書は、以下のようになる。

[1999年簡略納税申告書]

減価償却前利益	5,000,000円
減価償却費	— 651,717円 ^{a)}
課税所得	<u>4,348,283円</u>
×税率	× 50.0%
=納付税額	<u>2,174,141円</u>

α)減価償却費

- ①償却限度額 $3,000,000円 \times (1 - 0.319) \times 0.319$
 $= 651,717円$
- ②費用計上額 0円
- ③比較 $651,717円 > 0円$
- ④認容額 651,717円
 $\leq 2,043,000円$ (1998年の否認額)
 $\therefore 651,717円$

反転期間の税効果会計の適用については、期間差異の発生した期の逆の計算を行えばよい。1999年の期間差異は、651,717円(651,717円－0円)である。この額は、1998年に発生した期間差異が解消額、すなわち反転額である。したがって、税効果額は、期間差異の651,717円に1998年に適用されていた発生期税率(50%)を乗じた325,859円になる。これを仕訳で示せば、次のようになる。

(借)法人税(繰延額)(P/L) 325,859

この処理を終えた後の損益計算書と貸借対照表が、以下のように示される。

[1999年簡略損益計算書]

減価償却前利益	5,000,000円
減価償却費	<u>0円</u>
税引前当期利益	5,000,000円
法人税(支出額)	— 2,174,141円
法人税(繰延額)	— 325,859円
税引後当期利益	<u>2,500,000円</u>

[1998年簡略貸借対照表]

現金等	×××	未払法人税	2,174,141
繰延税金資産	695,641	その他負債	×××
		資本等	×××
		当期利益	2,500,000

2000年以降については、1999年と同様の計算を行えばよい。結果については、図表1-1、図表1-2で示すとおりである。

ここまでに説明したのが、繰延法による計算方法である。次にまったく同じ条件で「資産・負債法」による方法を確認しよう。とくに現在の米国GAAPであるSFAS No.109²⁸⁾の規定にしたがった計算方法を示すことにする。

[設例2 税効果会計—資産・負債法—]²⁹⁾

設例1に示した条件により、甲社の1998年から2004年の利益を資産・負債法により算定せよ。

(計算)

本設例では、資産・負債法による計算を行う。ここでも、まず1998年を例にして、差異発生期の計算方法を示そう。資産・負債法では、課税

28) *Statement of Financial Accounting Standards No.109, "Accounting for Income Taxes,"* FASB, 1992.

29) 本設例は、註23に示した文献を参考に作成した。

[図表 1-1 繰延法による計算]

	①損金	②費用	期間差異 ③(①-②)	④税率	繰延法人税 (③×④)
1998	957,000	3,000,000	-2,043,000	0.50	-1,021,500
1999	651,717	0	651,717	0.50	325,859
2000	443,819	0	443,819	0.50	221,909
2001	302,241	0	302,241	0.50	151,121
2002	205,826	0	205,826	0.50	102,912
2003	139,397	0	139,397	0.50	69,699
2004	300,000	0	300,000	0.50	150,000
合計	3,000,000	3,000,000	0		0

	①税務資産	②会計資産	期間差異 ③(①-②)	④税率	繰延税金資産 (③×④)
1998	2,043,000	0	2,043,000	0.50	1,021,500
1999	1,391,283	0	1,391,283	0.50	695,641
2000	947,464	0	947,464	0.50	473,732
2001	645,223	0	645,223	0.50	322,611
2002	439,397	0	439,397	0.50	219,699
2003	300,000	0	300,000	0.50	150,000
2004	0	0	0	0.50	0

所得計算における資産・負債と、企業会計における資産・負債との差額に注目する。本設例では、資産(電子計算機)の帳簿価額の差異に注目する。

先の設例 1 で示した 1998 年の納税申告書から、電子計算機の課税所得計算上の期末簿価は、2,043,000 円(3,000,000 円-957,000 円)であることがわかる。一方、企業会計では、一括償却することで電子計算機の期末簿価を 0 円としている。この差額 2,043,000 円が、暫定差異ということになる³⁰⁾。

この 2,043,000 円に税率を乗じたものが、繰延税金資産として認識される。ここで乗じる税率は、反転期の税率である(以下「反転期税率」)³¹⁾。まず、1999 年に 651,717 円が反転する。この期の税率は 50% である。したがって、2,043,000 円のうち、651,717 円については、反転期税率として 50% を用いる。同様に 2000 年に 443,819 円、2001 年に 302,241 円が、それぞれ反転する。これらの期の税率は 45% であるから、これを反転期税率として用いる。さらに 2002 年以降、すなわち税率 40% の時に残額が反転する。これらの期には反転期税率として 40% を用いる

30) 設例 1 では期間差異を -2,043,000 円とし、設例 2 では暫定差異を 2,043,000 円としている。符号が反対になっているのは、繰延法が費用(法人税)に注目しているのに対して、資産・負債法は資産(繰延税金資産)に注目していることに原因がある。言い換える

と、本文中の仕訳において、繰延法が貸方から算定しているのに対して、資産・負債法は借方から算定しているということである。

31) SFAS No.109, para.18.

[図表 2-1 資産・負債法による計算]

	①損金	②費用	暫定差異 ③(①-②)	暫定差異の分解			④税率			繰延税金費用(③×④)			
				50%反転	45%反転	40%反転	50%	45%	40%	50%反転	45%反転	40%反転	合計
1998	957,000	3,000,000	-2,043,000	-651,717	-746,060	-645,223	0.50	0.45	0.40	-325,859	-335,728	-258,088	-919,675
1999	651,717	0	651,717	651,717	0	0	0.50	0.45	0.40	325,859	0	0	325,859
2000	443,819	0	443,819	0	443,819	0	0.50	0.45	0.40	0	199,719	0	199,719
2001	302,241	0	302,241	0	302,241	0	0.50	0.45	0.40	0	136,009	0	136,009
2002	205,826	0	205,826	0	0	205,826	0.50	0.45	0.40	0	0	82,329	82,329
2003	139,397	0	139,397	0	0	139,397	0.50	0.45	0.40	0	0	55,759	55,759
2004	300,000	0	300,000	0	0	300,000	0.50	0.45	0.40	0	0	120,000	120,000
合計	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0				0	0	0	0

	①税務資産	②会計資産	暫定差異 ③(①-②)	暫定差異の分解			④税率			繰延税金資産(③×④)				残高
				50%反転	45%反転	40%反転	50%	45%	40%	50%反転	45%反転	40%反転	合計	
1998	2,043,000	0	2,043,000	651,717	746,060	645,223	0.50	0.45	0.40	325,859	335,728	258,088	919,675	919,675
1999	1,391,283	0	1,391,283	-651,717	0	0	0.50	0.45	0.40	-325,859	0	0	-325,859	593,816
2000	947,464	0	947,464	0	-443,819	0	0.50	0.45	0.40	0	-199,719	0	-199,719	394,097
2001	645,223	0	645,223	0	-302,241	0	0.50	0.45	0.40	0	-136,009	0	-136,009	258,088
2002	439,397	0	439,397	0	0	-205,826	0.50	0.45	0.40	0	0	-82,329	-82,329	175,759
2003	300,000	0	300,000	0	0	-139,397	0.50	0.45	0.40	0	0	-55,759	-55,759	120,000
2004	0	0	0	0	0	-300,000	0.50	0.45	0.40	0	0	-120,000	-120,000	0

のである。このように2,043,000円の暫定差異が反転する期に用いられる反転期税率によって、繰延税金資産を計算する方法が資産・負債法である。本設例では、1998年に発生する繰延税金資産は、919,675円として計算される(図表2-1参照)。そして、これを仕訳で示すと次のようになる。

(借)繰延税金資産(B/S) 919,675

(貸)法人税(繰延額)(P/L) 919,675

減価償却費	-3,000,000円
税引前当期利益	2,000,000円
法人税(支出額)	-2,021,500円
法人税(繰延額)	+ 919,675円
税引後当期利益	898,175円

[1998年簡略貸借対照表]

現金等	×××	未払法人税	2,021,500
電子計算機	2,000,000	その他負債	×××
繰延税金資産	919,675	資本等	×××
		当期利益	898,175

この処理を終えた後の損益計算書と貸借対照表が、以下のように示される。

[1998年簡略損益計算書]

減価償却前利益 5,000,000円

次に1999年以降の反転期間の計算を説明しよう。1999年における電子計算機の帳簿価額は、課税所得計算では1,391,283円、企業会計では0円であり、暫定差異は1,391,283円というこ

[図表 1-2 繰延法による比較財務諸表]

		1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
損 益 計 算 書	減価償却前利益	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	減価償却費	-3,000,000	0	0	0	0	0	0
	税引前当期利益	2,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	法人税額(支出額)	-2,021,500	-2,174,141	-2,050,281	-2,113,991	-1,917,671	-1,944,241	-1,880,000
	法人税額(繰延額)	1,021,500	-325,859	-221,909	-151,121	-102,912	-69,699	-150,000
	税引後当期利益	1,000,000	2,500,000	2,727,810	2,734,888	2,979,417	2,986,060	2,970,000
貸 借 対 照 表	電子計算機	0	0	0	0	0	0	0
	繰延税金資産	1,021,500	695,641	473,732	322,611	219,699	150,000	0
	未払法人税	2,021,500	2,174,141	2,050,281	2,113,991	1,917,671	1,944,241	1,880,000
	税引後当期利益	1,000,000	2,500,000	2,727,810	2,734,888	2,979,417	2,986,060	2,970,000

となる。この額は、1998年の暫定差異よりも651,717円少ない金額である。すなわち、651,717円が反転するのである。この651,717円に反転期税率50%を乗じた325,859円が、1999年における繰延税金資産の減少額として認識するのである。これを仕訳で表わせば以下のようになる。

(借)法人税(繰延額) 325,859

(貸)繰延税金資産 325,859

この結果、1999年の損益計算書と貸借対照表は、以下のようになる。

[1999年簡略損益計算書]

減価償却前利益	5,000,000円
減価償却費	0円
税引前当期利益	5,000,000円
法人税(支出額)	-2,174,141円
法人税(繰延額)	- 325,859円
税引後当期利益	<u>2,500,000円</u>

[1999年簡略貸借対照表]

現金等	×××	未払法人税	2,174,141
繰延税金資産	593,816	その他負債	×××
		資本等	×××
		当期利益	2,500,000

2000年以降については、1999年と同様の計算を行えばよい。結果については、図表2-1、図表2-2で示すとおりである。

4 結論 —「拡張した後発事象」と税効果会計—

繰延法による期間差異の配分方法の問題点は、繰延税金資産の資産性に関連している。繰延法は、法人税を税引前利益までの計算と同様に「費用・収益の対応」を重視する計算方法である。設例1の期間差異発生期の1998年において、法人税の額は税引前利益に税率を乗じた額となっている。

このように税引後利益まで費用・収益を対応させることで、税引後利益についても発生主義会計を貫徹させることが繰延法の狙いである。しかし、その結果、繰延法による場合の繰延税金資産の性質は曖昧なものになっている。繰延税金資産は、単なる損益計算書の未解決項目と

[図表 2-2 資産・負債法による比較財務諸表]

		1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
損益計算書	減価償却前利益	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	減価償却費	-3,000,000	0	0	0	0	0	0
	税引前当期利益	2,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000	5,000,000
	法人税額(支出額)	-2,021,500	-2,174,141	-2,050,281	-2,113,991	-1,917,671	-1,944,241	-1,880,000
	法人税額(繰延額)	919,675	-325,859	-199,719	-136,009	-82,329	-55,759	-120,000
	税引後当期利益	898,175	2,500,000	2,750,000	2,750,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
貸借対照表	電子計算機	0	0	0	0	0	0	0
	繰延税金資産	919,675	593,816	394,097	258,088	175,759	120,000	0
	未払法人税	2,021,500	2,174,141	2,050,281	2,113,991	1,917,671	1,944,241	1,880,000
	税引後当期利益	898,175	2,500,000	2,750,000	2,750,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000

しての性質しか持たないのである。このような繰延税金資産は、とくに、設例で示したように税率が変更される場合に経済的な合理性を失う。1981年に導入された加速償却制度を代表に、米国では、1980年代は歴史的な減税期にあった。この結果、発生期税率を用いる繰延法によって、貸借対照表における繰延税金資産の額は不当に膨らんだ。このようなこともあり、繰延法による繰延税金資産は、SFAC No.6で、その資産性を否定されている³²⁾。

繰延法による繰延税金資産の経済的合理性のなさは、損益計算書の観点からも深刻な問題を提起する。反転期間において、繰延法の目的としている税引後利益における費用・収益の対応が果たせなくなるのである。設例1で明らかにように、税率の変更があった場合に反転期間の税引後利益は、必ずしも税引前利益と明確な関数的関係を持っていない(図表1-2の税引後当期利益欄参照)。このことは繰延法で重視する損益計算書における期間損益計算も適切に行えていないことを明らかにしている。

繰延法は、反転期間の損益計算の適切性を破壊してしまうのである。原因は、近視眼的に1会計期間の「収益・費用の対応」に拘泥することにある。しかも、期間損益計算の「確定性」を絶対視するので、後の期間に修正も行わないのである。本稿の第2節で示した普通株主に対する財務報告という視点では、「長期的な趨勢」を重視すべきであり、したがって、後になっての修正を認めるべきである。この普通株主に対する財務報告という観点から、まったく程遠いのが、繰延法ということになる。

APBO No.11の改訂として、FASBでは、SFAS No.109を公表した³³⁾。このSFAS No.109が、現在までGAAPとされているのであるが、この基準では繰延税金資産を翌期以降に軽減される税額を前払税金の意味で貸借対照表で報告しようとしている。これは、FASB概念ステートメントで「資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の实体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」³⁴⁾と述べられる資産の定義

32) SFAC No.6, para.241; 訳書, 398頁。

33) SFAS No.109の公表前にSFAS No.96が公表された。SFAS No.96は、1988年12月16日以降に開始する会計期間から適用されることになっていた。し

かし、SFAS No.96は、SFAS No.100, SFAS No.103, SFAS No.108によって、3度の適用延長を受けた後、SFAS No.109の適用と共に、1度も適用されることなく廃棄された。

に合致するものである。

資産を将来のキャッシュ・インフローと捉らえた結果、反転期において税引前利益と税引後利益との間に明確な関連性を持つことが可能となっている。また、将来の税率変更を各期毎に計算に織込んでいくことで長期的な趨勢も、より適切に報告されることになる(図表2-2の税引後当期利益欄参照)。

1会計期間の期間損益計算を行うという近視眼的な態度では、普通株主に対する適切な財務報告を行うことはできない。ある程度の長さを持った期間についての趨勢を明らかにすることが、普通株主に対する財務報告を行う場合に重視すべきことである。そのためには、当期に属さない将来の事象であっても、当期の損益に影響させるものとして、適切に期間損益計算に含めていくことが必要である。そして、反転期税率を用いて法人税の計算を行う資産・負債法は、まさに筆者の主張に合致している。

1つの会計期間を独立した「点」と捉らえる場合、将来の事象を期間損益計算に影響させることは、当該会計期間の期間損益計算を不適切なものにすると考えられよう。しかし、長期的趨勢を適切に示すために、複数の会計期間を「線」と捉らえる場合、将来の事象であっても、当該会計期間の期間損益に影響させた方がよい結果をもたらす事象一拡張した後発事象一があることの例証として、資産・負債法を紹介した。

筆者は、普通株主に対する企業収益の長期的な趨勢を適切に報告することについて検討を行ってきた。ここから導かれたことは、特定の事象については、将来の事象であっても当該会計期間の損益計算に影響させた方が、より適切な財務報告が可能になるということである。このような事象について、拙稿[1997]では「潜在株式の存在」を例示し、本稿で「資産・負債法」を例示した。これらの他の「拡張した後発事象」の具体例についての検討、さらには、「拡張し

た後発事象」についての包的な検討が必要であり、筆者の今後の課題である。

謝辞

本稿の執筆にあたって、北海道大学経済学部会計学講座の諸先生のご指導・ご助言をいただいた。記して感謝の意を表わします。とくに指導教官である早川豊教授には、本稿の草稿から詳細な指導を賜った。深く感謝の意を表わします。

参考文献

- ・AAA(1966), Committee to Prepare A Statement of Basic Accounting Theory, *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA;飯野利夫訳『アメリカ会計学会 基礎的会計理論』, 国元書房, 1969年。
- ・Accounting Research Bulletin No.43(ARB No.43), "Restatement and Revision of Accounting Research Bulletins," AICPA, 1953.
- ・Accounting Principles Board Opinion No.11 (APBO No.11), "Accounting for Income Taxes," AICPA, 1967.
- ・後藤雅敏(1997)『会計と予測情報』, 中央経済社。
- ・Hawkins, David F.(1998), *Corporate Financial Reporting and Analysis, Text and Cases*, 4th edition, IRWIN.
- ・早川豊(1994a)「二元税制下の税効果会計の分析」, 『経営行動』, 第9巻第1号, 10-21頁。
- ・早川豊(1994b)「FAS109の連結税効果会計の適用例」, 『JICPA ジャーナル』, 第472号, 60-65頁。
- ・広瀬義州(1995)『会計基準論』, 中央経済社。
- ・Jarnagin, Bill D. (1995), *Financial Accounting Standards-Explanation and Analysis* -, 17th edition, Commerce Clearing House.
- ・梶原晃(1995)『税効果会計』, 神戸大学経済経営研究所。
- ・Kieso, Donald E. and Jerry J. Weygandt(1998), *Intermediate Accounting*, 9th edition, John Wiley & Sons.
- ・久保淳司(1997)「株主自己責任時代の財務報告——株当たり利益中心の会計——」, 『経済学研究』(北海道大

学), 第47巻第3号, 135-154頁。

- Paton, W.A. and A.C. Littleton (1940), *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, American Accounting Association; 中島省吾訳『会社会計基準序説 [改訳版]』, 森山書店, 1958年。
- 桜井久勝(1991)『会計利益情報の有用性』, 千倉書房。
- *Statement of Financial Accounting Concepts No.1(SFAC No.1)*, "Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises," FASB, 1978; 平松一夫・広瀬義州訳『FASB財務会計の諸概念[改訳新版]』, 中央経済社, 1994年。
- *Statement of Financial Accounting Concepts No.2 (SFAC No.2)*, "Qualitative Characteristics of Accounting Information," FASB, 1980; 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念[改訳新版]』, 中央経済社, 1994年。
- *Statement of Financial Accounting Concepts No.6 (SFAC No.6)*, "Elements of Financial Statements, a replacement of FASB Concepts Statement No.3," FASB, 1985; 平松一夫・広瀬義州訳『FASB 財務会計の諸概念[改訳新版]』, 中央経済社, 1994年。
- *Statement of Financial Accounting Standards No.96(SFAS No.96)*, "Accounting for Income Taxes," FASB, 1988.
- *Statement of Financial Accounting Standards No.109 (SFAS No.109)*, "Accounting for Income Taxes," FASB, 1992.
- 山形休司(1997)「原価主義会計再考」『税経セミナー』第42巻第4号, 4-10頁。
- 弥永真生・足田浩(1997)『税効果会計』, 中央経済社。